

令和 7 年 度

事業報告書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人 山 田 育 英 会

令和7年度 事業報告

【公1】公益目的事業

大学及び大学院に修学する国内外の学生であって、志操堅実、学力優秀、かつ、身体強健でありながら経済的理由により、学業の継続が困難な者に対し、育英奨学の事業を行い、もって社会に有用の人材を育成するため、以下のとおり「奨学金の支給事業」及び「教育研修及び人材交流に関する事業」を行った。

1. 奨学金の支給事業

(1) 奨学生数と給与金額

①奨学金の内容

- ・奨学金の種類：給与奨学金（返還義務なし）
- ・支給期間：奨学生の在学する正規の最短修業期間
- ・支給金額：大学学部学生 1ヵ月3万円
大学大学院学生 1ヵ月5万円

②奨学生数と支給した奨学金

大学学部学生	216名（継続162名、新規54名）
大学大学院学生	68名（継続40名、新規28名）
計	284名

奨学金支給額 115,730,000円

※大学学部学生継続奨学生のうち1名は提出義務のある書類を提出期限までに提出いただけなかったため奨学金を停止し、大学学部学生継続奨学生のうち1名は留年により奨学金を停止したため、奨学金支給対象奨学生は282名となる。

※大学学部学生継続奨学生のうち2名は提出義務のある書類を提出期限までに提出いただけなかったため提出いただくまで支給を停止したため、1名は8月分から8ヶ月分の支給となり、1名は12月分から4ヶ月分の支給となった。

※大学大学院継続奨学生のうち1名は10月に復学したため、10月分から6ヶ月分の支給とし、大学大学院継続奨学生のうち1名は10月に復学されましたが前年に10月11月分は支給しており、本年度増額した2ヶ月分の差額と12月分から4ヶ月分の支給とし、大学大学院継続奨学生のうち1名は11月に復学され、12月分から4ヶ月分の支給となった。

※大学大学院継続奨学生のうち1名は9月で給与期間が終了したため6ヶ月分の支給となり、大学大学院継続奨学生のうち1名は退学により7月で給与期間が終了したため4ヶ月分の支給となった。

(2) 新規奨学生の選考

①奨学生の募集方法

大学及び大学院1年生を対象とし、「大学推薦による方法」と「公募による方法」により、新規奨学生82名を新規奨学生として採用した。

・大学推薦（36名の応募があり36名を採用した）

推薦依頼校9校に各6名の奨学生候補者の推薦を依頼した。

・公募（149名の応募があり46名を採用した）

募集要項を当会ホームページ、全国で販売されている雑誌（螢雪時代 臨時増刊号）に掲載し、学生からの直接応募を受け付けた。

②奨学生の選考方法

「奨学金給与規程」に基づき、7月15日に、奨学生選考委員会による選考を行った。選考は、推薦書・学業成績・課題論文等を選考基準に照らし総合的に審査をし、選定した。

2. 当会の奨学生を対象とする教育研修及び人材交流に関する事業

奨学金を受ける学生に対し、研修及び交流の機会を提供することを目的として、次の行事を開催した。

①研修会・懇親会の開催

※9月7日に大阪の会場で奨学生に対し交流の機会を提供し、また、奨学生の学業・生活状況を確認するために、研修会を開催し、149名の奨学生（スタッフ等のアラムナイ（卒業生）含む。以下同じ）が参加した。なお、懇親会は120名の奨学生が参加した。

※11月28日に福岡において、奨学生有志が企画した地方創生の勉強会が開催され、遂行支援を行った。

※3月7日に京都の空き家において、奨学生有志が企画した、地域住民を対象とした健康教室と地方創生の勉強会が開催され、遂行支援を行った。

②就職活動等に関する研究会兼懇親会

※11月29日に名古屋の会場で、奨学生に対し就職活動等に関する情報交流の機会を提供する会を開催し、51名の奨学生が参加した。なお、懇親会は48名の奨学生が参加した。

③研修旅行

※9月4日～6日に、広島県三原市須波において、奨学生有志が企画した2泊3日の研修旅行が開催され、遂行支援を行った。

④卒業式

※3月8日に大阪の会場で、令和7年度卒業予定の奨学生を中心に、奨学生間の交流を図ることを目的として卒業式を開催し、38名の奨学生が参加した。

⑤事業支出

3. 特別奨学生支援資金に基づく特別奨学生支援活動

(1) 奨学生数と給与金額

・奨学金の種類：給与奨学金（返還義務なし）

・支給期間：奨学生の在学する正規の最短修業期間

・支給金額：大学学部学生 1ヵ月3万円

大学大学院学生 1ヵ月5万円

大学学部学生 4名（継続4名、新規0名）

計 4名

奨学金支給額 1, 4 4 0, 0 0 0 円

①奨学生の募集方法

自然災害、疫病、生計維持者の病気などにより生計が困窮された学生（学年は問わず）を対象に新規募集を予定していたが、令和7年度は対象となる災害等がなく、募集を行わなかった。

大学推薦を原則とする。

奨学生が、実社会での経験を積んだアラムナイ（卒業生）などと協力をしながら、自律的に活動をすることにより、成長を促す教育研修事業等として以下の事業を行った。（本事業は上記２と重複しております）

※11月28日に福岡において、奨学生有志が企画した地方創生の勉強会が開催され、遂行支援を行った。

※3月7日に京都の空き家において、奨学生有志が企画した、地域住民を対象とした健康教室と地方創生の勉強会が開催され、遂行支援を行った。

※9月4日～6日に、広島県三原市須波において、奨学生有志が企画した2泊3日の研修旅行が開催され、遂行支援を行った。

5. 公益法人の運営体制の充実を図るための取組

当法人は、令和7年4月1日施行の公益法人制度改正を踏まえ、外部理事・外部監事の要件、理事・監事間の特別利害関係、財務規律、定期提出書類の様式変更及び情報開示に関する改正事項について確認し、当法人において必要となる対応事項を整理・検討した。